

## 一般会員についてのQ&A



資格認定会員と一般会員の違いは何ですか？

A

一般会員……協会認定のFP資格のない会員(CFP® 資格審査試験の受験はできない)。  
資格認定会員……協会認定のFP資格のある会員(AFP認定者・CFP® 認定者)。



一般会員はFPとしての活動はできますか？

A

FPとしての活動はできますが、協会認定のAFP認定者・CFP® 認定者ではないので、AFP資格・CFP® 資格を名乗ることはできません。



AFP認定者から一般会員に移行した場合、入会金・年会費は免除になりますか？

A

移行の場合、入会金はかかりませんが、年会費は必要です。  
ただし、日本FP協会を退会後、一般会員として入会した場合には、入会金が必要です。



AFP認定者が一般会員になった場合、CFP® 資格審査試験の課目合格はどうなりますか？

A

課目合格は、すべて失効となります。  
AFP再認定となった場合でも、課目合格は復活しません。



一般会員からAFP認定者に復活することはできますか？

A

AFP資格を喪失された状況等により、日本FP協会が定めるAFP再認定要件のいずれかをあらかじめ満たすことで、AFP資格を復活することができます。  
詳しくは「PART7 AFP再認定について」をご覧ください。

- ① 継続教育単位の取得／一般会員移行日から1年以内もしくは2年以内に取得
- ② AFP登録審査試験の合格
- ③ 2級FP技能検定の受験による合格
- ④ AFP認定研修(技能士課程)の受講による修了  
(2級FP技能士を取得していることが条件)

再認定要件を  
満たせば、  
AFP資格を  
復活できます。

